

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家旅費支給内規

制定	平成18年	4月	1日
改正	平成21年	5月	5日
改正	平成26年	1月	1日
改正	平成30年	4月	1日
改正	平成31年	1月	1日
改正	令和7年	1月	17日

(趣 旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家における旅費の支給については、独立行政法人国立青少年教育振興機構旅費規程（以下「旅費規程」という。）および独立行政法人国立青少年教育振興機構旅費規則（以下「旅費規則」という。）および独立行政法人国立青少年教育振興機構地方施設職員自家用車の業務使用に関する取扱要項（自家用車業務使用取扱要項）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(公用車を利用する旅行)

第2条 公用車を利用する旅行は、次の各号のとおりとする。

- (1) 勤務地を発着地として、職員が公用車を利用して群馬県内を旅行する場合は、旅費を支給しない。ただし、所長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
- (2) 当該旅行において旅費を支給しないときは、旅行命令を行わないものとする。

(自家用車を利用する旅行)

第3条 自家用車を利用する旅行は、次の各号のとおりとする。

- (1) 職員は、自家用車業務使用取扱要項に基づき、事前に所長より承認をえなければならない。
- (2) 前橋市内へ旅行する場合は旅費を支給しない。
- (3) 前橋市外への旅行で居住地を発着地（または勤務地を発着地）とする場合の車賃は、当該旅行の距離から通勤手当で認定された距離の往復分を差し引いた距離に係る車賃を支給する。
- (4) 前橋市外への旅行で勤務地を出発地とし、居住地を到着地（または居住地を出発地とし、勤務地を到着地）とする場合の車賃は、当該旅行の距離から通勤手当で認定された距離を差し引いた距離に係る車賃を支給する。
- (5) 前第2号から第4号にかかわらず、所長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(6) 当該旅行において旅費を支給しないときは、旅行命令を行わないものとする。

(旅費日数の計算)

第4条 旅費計算上の旅行日数は、原則として旅行のために現に要した日数による。ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

- (1) 基礎となる出発地を午前7時以降に出発し、用務開始時刻の概ね30分前に到着できない場合
- (2) 基礎となる到着地に22時までに帰着できない場合

(特別急行料金)

第5条 旅費規則第9条第8項に規定する片道100キロメートル未満の特別急行料金(以下「急行料金」という)の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 往路について、用務のため午前中に東京都に到着する必要がある場合は、新幹線自由席の料金を支給する。
- (2) 帰路について、特別急行料金など急行料金は支給しない。
- (3) 上記にかかわらず、所長が業務上やむを得ないと認める場合は特別急行料金を支給する。その際、特別急行料金を支給する理由を旅行命令簿又は旅行依頼簿の備考欄に明確に示すこととする。

(添付書類)

第6条 航空運賃などをクレジットで購入の場合は、旅費規程第15条2項に定める別表第1に掲げる領収証書にかえて、クレジット支払手続時に発行される利用明細書を旅費請求書に添付することができる。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、赤城青少年交流の家の旅費支給に関し必要な事項は、所長が定める。

附則

この内規は平成18年4月1日から施行する。

附則

この内規は平成21年4月1日から施行する。

附則

この内規は平成26年 1月 1日から施行する。

附則

この内規は平成30年 4月 1日から施行する。

附則

この内規は平成31年 1月 1日から施行する。

附則

この内規は令和 7年 1月 17日から施行する。